

【表紙】

|            |   |
|------------|---|
| 【提出書類】     | 臨時報告書   |
| 【提出先】      | 東海財務局長  |
| 【提出日】      | 2019年8月26日  |
| 【会社名】      | ミタチ産業株式会社   |
| 【英訳名】      | MITACHI CO.,LTD.  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 橋 和博  |
| 【本店の所在の場所】 | 名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号  |
| 【電話番号】     | (052)332-2500   |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員管理部門担当 飛田 直之  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号  |
| 【電話番号】     | (052)332-2596   |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員管理部門担当 飛田 直之  |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目8番20号)<br>ミタチ産業株式会社 東京支店<br>(東京都品川区西五反田二丁目12番19号)<br>ミタチ産業株式会社 関西支店<br>(京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町680番地) |

## 1【提出理由】

2019年8月23日開催の当社第42期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2019年8月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件  
期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額118,581,990円

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年8月26日

第2号議案 取締役5名選任の件  
取締役として、橋和博、奥村浩文、川原康夫、野村慎一、中浜明光を選任する

第3号議案 監査役2名選任の件  
監査役として、松岡正明、澁谷歩を選任する

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果<br>(賛成の割合) |
|-------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 51,899 | 2,591 | 0     | (注)1 | 可決(92.42)(%)     |
| 第2号議案 |        |       |       |      |                  |
| 橋 和博  | 46,696 | 7,795 | 0     | (注)2 | 可決(83.15)(%)     |
| 奥村 浩文 | 52,752 | 1,739 | 0     |      | 可決(93.94)(%)     |
| 川原 康夫 | 52,697 | 1,794 | 0     |      | 可決(93.84)(%)     |
| 野村 慎一 | 53,052 | 1,439 | 0     |      | 可決(94.47)(%)     |
| 中浜 明光 | 52,990 | 1,501 | 0     |      | 可決(94.36)(%)     |
| 第3号議案 |        |       |       |      |                  |
| 松岡 正明 | 54,207 | 285   | 0     | (注)2 | 可決(96.53)(%)     |
| 澁谷 歩  | 54,261 | 231   | 0     |      | 可決(96.62)(%)     |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上